

由布市告示第69号

令和元年第4回由布市議会定例会を次のとおり招集する

令和元年11月28日

由布市長 相馬 尊重

1 期 日 令和元年12月5日木曜日

2 場 所 由布市議会議事堂

○開会日に応招した議員

佐藤 孝昭君	高田 龍也君
坂本 光広君	吉村 益則君
田中 廣幸君	加藤 裕三君
平松恵美男君	太田洋一郎君
加藤 幸雄君	鷲野 弘一君
長谷川建策君	佐藤 郁夫君
瀧野けさ子君	田中真理子君
工藤 安雄君	甲斐 裕一君
佐藤 人已君	

○応招しなかった議員

なし

令和元年 第4回（定例）由布市議会会議録（第1日）

令和元年12月5日（木曜日）

議事日程（第1号）

令和元年12月5日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 請願について
- 日程第5 報告第25号 専決処分の報告について
- 日程第6 報告第26号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第7 報告第27号 専決処分の報告について
- 日程第8 議案第75号 由布市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第76号 由布市営簡易水道事業設置条例等を廃止する条例について
- 日程第10 議案第77号 由布市行政組織条例の一部改正について
- 日程第11 議案第78号 由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第79号 由布市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第80号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第81号 由布市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第82号 由布市水道施設整備補助金交付条例の一部改正について
- 日程第16 議案第83号 由布市特別会計条例の一部改正について
- 日程第17 議案第84号 由布市水道事業の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第85号 由布市水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第19 議案第86号 由布市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第87号 市道路線（扇山線）の廃止について
- 日程第21 議案第88号 市道路線（扇山線）の認定について
- 日程第22 議案第89号 市道路線（上野線）の認定について

- 日程第23 議案第90号 市道路線（龍原平原線）の認定について
日程第24 議案第91号 市道路線（高崎平田線）の認定について
日程第25 議案第92号 令和元年度由布市一般会計補正予算（第5号）
日程第26 議案第93号 令和元年度由布市介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第27 議案第94号 令和元年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第28 議案第95号 令和元年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
日程第29 議案第96号 令和元年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸報告
日程第4 請願について
日程第5 報告第25号 専決処分の報告について
日程第6 報告第26号 例月出納検査の結果に関する報告について
日程第7 報告第27号 専決処分の報告について
日程第8 議案第75号 由布市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について
日程第9 議案第76号 由布市営簡易水道事業設置条例等を廃止する条例について
日程第10 議案第77号 由布市行政組織条例の一部改正について
日程第11 議案第78号 由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
日程第12 議案第79号 由布市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部改正について
日程第13 議案第80号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第14 議案第81号 由布市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
日程第15 議案第82号 由布市水道施設整備補助金交付条例の一部改正について
日程第16 議案第83号 由布市特別会計条例の一部改正について
日程第17 議案第84号 由布市水道事業の設置に関する条例の一部改正について
日程第18 議案第85号 由布市水道事業給水条例の一部改正について
日程第19 議案第86号 由布市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

- 日程第20 議案第87号 市道路線（扇山線）の廃止について
日程第21 議案第88号 市道路線（扇山線）の認定について
日程第22 議案第89号 市道路線（上野線）の認定について
日程第23 議案第90号 市道路線（龍原平原線）の認定について
日程第24 議案第91号 市道路線（高崎平田線）の認定について
日程第25 議案第92号 令和元年度由布市一般会計補正予算（第5号）
日程第26 議案第93号 令和元年度由布市介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第27 議案第94号 令和元年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第28 議案第95号 令和元年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
日程第29 議案第96号 令和元年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）
-

出席議員（17名）

1 番 佐藤 孝昭君	2 番 高田 龍也君
3 番 坂本 光広君	4 番 吉村 益則君
5 番 田中 廣幸君	6 番 加藤 裕三君
7 番 平松恵美男君	8 番 太田洋一郎君
9 番 加藤 幸雄君	10番 鷺野 弘一君
11番 長谷川建策君	12番 佐藤 郁夫君
13番 淵野けさ子君	14番 田中真理子君
15番 工藤 安雄君	16番 甲斐 裕一君
17番 佐藤 人已君	

欠席議員（なし）

欠 員（3名）

事務局出席職員職氏名

局長 栗嶋 忠英君	書記 一野 英実君
書記 雨宮 輝明君	

説明のため出席した者の職氏名

市長 …………… 相馬 尊重君 副市長 …………… 太田 尚人君

教育長	……………	加藤 淳一君	総務課長	……………	一尾 和史君
財政課長	……………	馬見塚量治君	総合政策課長	……………	佐藤 公教君
監査事務局長兼選挙管理委員会事務局長	……………				日野 正美君
会計管理者	……………	首藤 康志君	建設課長	……………	佐藤 洋君
水道課長	……………	佐藤 正秋君			
福祉事務所長兼福祉課長	……………				佐藤 厚一君
健康増進課長	……………	馬見塚美由紀君	商工観光課長	……………	溝口 信一君
環境課長	……………	後藤 睦文君			
挾間振興局長兼地域振興課長	……………				大久保隆介君
庄内振興局長兼地域振興課長	……………				生野 浩一君
湯布院振興局長兼地域振興課長	……………				衛藤 浩文君
教育次長兼教育総務課長	……………				衛藤 哲男君
消防長	……………	古長 清治君	代表監査委員	……………	大塚 裕生君

午前10時00分開会

○議長（佐藤 人已君） 皆さん、おはようございます。これより、令和元年第4回由布市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は17人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

執行部より市長、副市長、教育長、関係課長及び代表監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第1号により行います。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤 人已君） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88号の規定により、4番、吉村益則君、5番、田中廣幸君の2名を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（佐藤 人已君） 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。本定例会の会期は、本日から12月19日までの15日間といたしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 人已君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月

19日までの15日間と決定いたしました。

日程第3. 諸報告

○議長（佐藤 人巳君） 次に、日程第3、諸報告を行います。まず、議長報告については、今期定例会開会前までの分をお手元に資料として配付いたしておりますので、お目通しをいただき、報告とさせていただきます。

次に、市長の行政報告をお願いします。市長。

○市長（相馬 尊重君） 皆様、おはようございます。

令和元年第4回定例会の開会に当たりまして、議員の皆様には公私ともに御多忙の中、御出席をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

さて、本定例会において提出いたすことしております、報告3件、議案22件につきましては、どうか慎重なる御審議をお願いいたしますとともに、何とぞ御賛同いただきますようお願い申し上げます。

初めに、先月開催されましたドバイ2019世界パラ陸上競技選手権大会の女子走り幅跳び決勝で、由布市出身の中西麻耶さんが見事、金メダルを獲得され、来年開催される、東京2020パラリンピック競技大会の日本代表選手に内定をいたしました。中西さんには改めて、このたびの内定に心からお祝いを申し上げますとともに、大会での御活躍をお祈り申し上げる次第です。

本日お手元に行政報告をお配りしておりますので、御一読いただきますようお願いを申し上げます。少しお時間をいただきまして、幾つかの項目について、御報告申し上げます。

まず、10月10日に世保市で開催されました、第125回九州市長会に出席をし、市政が円滑に運営できるよう、災害対応力強化のための支援や施設整備事業等に対する財政措置などの議案について討議が行われました。

10月26日には、第80回大分県畜産共進会が別府市で開催され、厳正な審査の結果、庄内町の大塚洋和さんの出品の、やえひら30が、九州農政局長賞を受賞いたしましたところでございます。

11月1日は、湯布院地域複合施設建設工事の安全祈願祭に出席をいたしました。本施設は、地域コミュニティの拠点として、また、地域における防災拠点としての機能を有した施設として、令和3年4月に供用を開始する予定となっております。本施設の建設に当たりましては、由布市議会議員の皆様、また公民館建設検討委員会の皆様を初め、多くの関係者の御理解と御協力を賜りました。この場をお借りしまして、厚くお礼申し上げます。

11月3日には、それぞれの分野から由布市の発展に大きく御貢献いただきました7名の個人と2つの団体の皆様に対しまして、功労表彰式をとり行い、その御功績をたたえとともに、関

係者の皆様にも感謝を申し上げたところでございます。

1月16日には、佐藤前議長とともに、在京由布市会の総会へ出席いたしました。会の中では、故郷に思いをはせる皆様方より、由布市へ力強いエールをいただき、大変心強く思った次第であります。また、総会では、次期会長に古野和美様が選任されたところです。

1月18日は、広瀬大分県知事と県内の市町村長との意見交換会に出席いたしました。会では、少子高齢者に伴う今後の行政運営等について、意見交換が行われたところです。

次に、5,000万円以上の工事請負契約につきましては、行政報告に記載しておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

以上、報告をいたします。

○議長（佐藤 人已君） 市長の行政報告が終わりました。

次に、地方自治法第125条の規定により、令和元年第3回定例会において採択されました請願の処理経過と結果について、執行部より報告を求めます。副市長。

○副市長（太田 尚人君） 令和元年第3回定例会におきまして御審議をいただきました請願につきまして、その処理経過、結果報告を行います。

受理番号の3、件名、市道上原線の早期整備に関する請願についてですが、現在、湯布院町並柳における事業採択に向けた作業を進めているところでございます。

受理番号4、件名、庄内町長野上組の防火用水の接する循環道路の市道への編入についてですが、庄内町長野1326番から1517番に至る里道の市道編入については、現在道路台帳作成業務の委託を行っており、成果後に市道認定議案を提案する予定でございます。

受理番号5、件名、地域内循環道として利用されている里道及び農業用道路の市道への編入についてですが、庄内町長野261番1から1246番1に至る里道及びその道中の1149番へ通じる里道の市道編入については、庄内町長野261番1から1246番1に至る里道中の1149番への通じる里道を除き、現在道路台帳作成業務の委託を行っており、成果後に市道認定議案を提案する予定でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 人已君） 請願の処理経過と結果報告が終わりました。

次に、由布大分環境衛生組合議会の報告をお願いいたします。由布大分環境衛生組合議会議長、長谷川建策君。

○由布大分環境衛生組合議会議長（長谷川建策君） 皆さん、おはようございます。由布大分環境衛生組合議長の長谷川建策です。

令和元年第3回由布大分環境衛生組合議会臨時会が開催されましたので、その概要について報告をいたします。

令和元年第3回臨時会が11月27日午後2時15分から開催されました。会期は当日1日限りとし、議事事件としては議長、副議長の選挙であります。出席議員は8名でございました。審議結果でございますが、議長に長谷川建策、副議長に平松恵美男議員を選出いたしました。

以上で、令和元年第3回大分県環境衛生組合議会臨時会の報告を終わります。委員の皆様の御支援、御協力をお願いします。全力で取り組みますのでよろしくお願いいたします。終わります。

○議長（佐藤 人巳君） 由布大分環境衛生組合議会の報告が終わりました。

日程第4. 請願について

○議長（佐藤 人巳君） 次に、日程第4、請願についてを議題とします。議会事務局長に請願の朗読を求めます。議会事務局長。

○事務局長（栗嶋 忠英君） 事務局長です。

それでは、お手元に配付の請願表により、朗読いたします。なお、請願者、紹介議員の氏名につきましては、敬称を略させていただきます。また、付託委員会名は省略させていただきます。

受理番号6、件名、産業廃棄物安定型最終処分場事業計画に反対する請願。請願者、由布市挾間町柚野信勝、紹介議員、甲斐裕一。

以上でございます。

○議長（佐藤 人巳君） ただいまの請願1件については、会議規則第141条の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

日程第5. 報告第25号

日程第6. 報告第26号

日程第7. 報告第27号

日程第8. 議案第75号

日程第9. 議案第76号

日程第10. 議案第77号

日程第11. 議案第78号

日程第12. 議案第79号

日程第13. 議案第80号

日程第14. 議案第81号

日程第15. 議案第82号

日程第16. 議案第83号

日程第17. 議案第84号

日程第 18. 議案第 85 号

日程第 19. 議案第 86 号

日程第 20. 議案第 87 号

日程第 21. 議案第 88 号

日程第 22. 議案第 89 号

日程第 23. 議案第 90 号

日程第 24. 議案第 91 号

日程第 25. 議案第 92 号

日程第 26. 議案第 93 号

日程第 27. 議案第 94 号

日程第 28. 議案第 95 号

日程第 29. 議案第 96 号

○議長（佐藤 人己君） 次に、本定例会に提出されました報告第 25 号から報告第 27 号までの報告 3 件、議案 75 号から議案第 96 号までの議案 22 件について、一括上程します。市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（相馬 尊重君） それでは、上程いたしました議案につきまして、一括して提案理由を御説明いたします。

本定例会で審議をお願いいたします案件は、報告 3 件、議案 22 件でございます。

まず、報告第 25 号、専決処分の報告については、事務取り扱いの不手際により、他市住民に交通費相当額の損害を与えたことによる和解及び損害賠償を、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したことについて、同条第 2 項の規定により報告するものでございます。

報告第 26 号、例月出納検査の結果に関する報告については、監査委員による監査報告ですので、代表監査委員より報告をいたします。

報告第 27 号、専決処分の報告については、公用車の交通事故による和解及び損害賠償を、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したことについて、同条第 2 項の規定により報告するものでございます。

議案第 75 号、由布市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定については、一般廃棄物処理施設の設置に際し、生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きについて定めるものでございます。

議案第 76 号、由布市営簡易水道事業設置条例等を廃止する条例については、令和 2 年 4 月 1 日をもって、簡易水道事業を水道事業へ統合することによるものでございます。

議案第 77 号、由布市行政組織条例の一部改正については、事務体制の見直しと市民サービス

の向上のため、令和2年4月1日より、農林整備課、都市景観推進課、高齢者支援課の3つの課を新設し、また、人権同和対策課を人権・部落差別解消推進課と名称変更する等の改正を行うものでございます。

議案第78号、由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について及び議案第79号、由布市特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部改正については、一般職の職員の給与改定に準じ、議員及び常勤の特別職の期末手当の支給月数の改正を行うものでございます。

議案第80号、由布市職員の給与に関する条例の一部改正については、人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じ、行政職給料表及び勤勉手当の支給月数の改正を行うものでございます。

議案第81号、由布市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部が改正されたことに伴い、必要な改正を行うものでございます。

議案第82号、由布市水道施設整備補助金交付条例の一部改正について、議案第83号、由布市特別会計条例の一部改正について、議案第84号、由布市水道事業の設置に関する条例の一部改正については、議案第76号同様、由布市営簡易水道事業を由布市水道事業へ統合することによるものでございます。

議案第85号、由布市水道事業給水条例の一部改正については、簡易水道事業を水道事業へ統合すること及び水道法の一部を改正する法律の施行に伴うものでございます。

議案第86号、由布市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正についても、簡易水道事業を水道事業へ統合することに伴うものでございます。

議案第87号、市道路線（扇山線）の廃止については、県道湯平温泉線の旧道について道路延長しました部分を含め、新たな路線として管理を行うため、市道を一旦廃止するものでございます。

議案第88号、市道路線（扇山線）の認定については、ただいま申し上げましたとおり、県道湯平温泉線旧道について、道路延長しました部分を含めて、市道路線認定を新たにすることでございます。

議案第89号、市道路線（上野線）の認定については、県道安心院湯布院線の旧道を、また、議案第90号、市道路（線龍原平原線）の認定については、県道龍原挾間線の旧道を、そして議案第91号、市道路線高崎平田線の認定については、県道高崎大分線の旧道を、それぞれ市道路線の認定をいただくものでございます。

議案第92号、令和元年度由布市一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出から、それぞれ

1,226万2,000円を減額し、予算総額を187億440万9,000円とするものでございます。

歳入では、交付決定による国県支出金の調整や財政調整基金からの繰入金が主なものでございます。

歳出では、グリーンスローモビリティ実証実験の補助金をマイナンバーカードの取得推進のための費用、過年度精算返納金などをお願いするものでございます。

議案第93号、令和元年度由布市介護保険特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出それぞれ516万6,000円を追加し、予算総額を44億4,040万8,000円をお願いするものでございます。

歳入では、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金を増額するもので、歳出では、総務費、保険給付費、地域支援事業費を増額するものでございます。

議案第94号、令和元年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ1,593万円を減額し、予算総額を5億3,934万円にするものでございます。

主なものは、歳出では、委託料の入札減によるもので、歳入では、一般会計繰入金の減額を行うものでございます。

議案第95号、令和元年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出にそれぞれ119万8,000円を追加し、予算総額を9,717万6,000円をお願いするものでございます。

歳入では、加入負担金の発生や農業集落排水事業基金からの繰り入れによるもので、歳出では、職員手当及び委託料を増額するものでございます。

議案第96号、令和元年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的予算の収益的支出では、減価償却費及び支払利息の確定に伴い、水道事業費用を増額するものでございます。

また、資本的予算では、建設改良費の減額に伴い、企業債を減額するものでございます。

以上でございます。詳細につきましては、担当課長から説明をいたしますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 人已君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、報告第25号について、報告を求めます。湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（衛藤 浩文君） 湯布院振興局長です。報告第25号の詳細説明を行います。報告第25号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。令和元年12月5日提出。由布市長。

次のページをお願いいたします。このページには、令和元年11月21日付で専決処分を行い

ました専決処分書を添付しております。

次のページをお願いいたします。

和解及び損害賠償の額を定めることについて。当事者は記載のとおりです。事件の概要ですが、令和元年10月28日に乙が来庁した際に甲が戸籍の読み誤り間違った情報を乙に伝えたため、乙が行く必要のなかった福岡県飯塚市役所へ出向いたことにより、乙に交通費相当額の損害を与えた。和解条件につきましては、甲は乙に対し、本件損害に係る一切の損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償の額を1万4,142円と定めたものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 人己君） 次に、報告第26号について報告を求めます。大塚代表監査委員。

○代表監査委員（大塚 裕生君） 代表監査委員の大塚です。

それでは、報告第26号について御報告申し上げます。

報告第26号、例月出納検査の結果に関する報告について。地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果に関する報告を別紙のとおり提出する。令和元年12月5日提出。由布市代表監査委員、大塚裕生。

1ページから3ページに報告の内容を記載しております。地方自治法第235条の2第1項の規定により、令和元年7月分、8月分、9月分の例月出納検査をそれぞれ8月26日、9月25日、10月25日に実施いたしました。検査の対象は会計管理者と企業出納員の保管する各月末日現在の現金のあり高と出納状況です。現金のあり高、出納関係諸表等の計数の正確性の検証と現金の出納事務が適正に行われているかを検査いたしました。検査の結果、資料の計数は諸帳票の計数と一致しており、適正に処理されていると認められました。

以上で報告を終わります。

○議長（佐藤 人己君） 代表監査委員からの報告は終わりました。

次に、報告第27号について報告を求めます。財政課長。

○財政課長（馬見塚量治君） 財政課長です。報告第27号の詳細説明をいたします。

報告第27号専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めることについて、同条第2項の規定により報告する。令和元年12月5日提出。由布市長。

次のページをお願いいたします。

このページには、令和元年12月2日付で専決処分を行った専決処分書を添付してございます。事故の当事者、和解条件等につきましては、右側のページに記載のとおりです。事故の概要といたしましては、令和元年10月30日午後2時20分ごろ、由布市湯布院町川上899番地76の道の駅湯布院駐車場で甲の車両が駐車しようとした際に、後方の確認不足により乙の車

両の右側臀部に接触したものです。甲は乙に対しまして、本件事故に係る過失割合を100%に当たる損害賠償金の支払い義務があることを認め、和解し、損害賠償額5万859円と定めたものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 人已君） 次に、ただいま上程されました各議案について、詳細説明を求めます。

まず、議案第75号について、詳細説明を求めます。環境課長。

○環境課長（後藤 睦文君） 環境課長でございます。

議案第75号について、詳細説明を行います。

議案第75号、由布市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について。

由布市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例を別記のように定める。令和元年12月5日提出。由布市長。

提案理由といたしましては、一般廃棄物処理施設の設置に際し、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類の縦覧等の手続について定めることによるものです。

次のページをごらんください。

本議案につきましては、由布大分環境衛生組合解散事務と並行して進めております本市単独で使用するし尿処理施設の設置に際しまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、生活環境影響評価の調査結果に関する縦覧手続や調査結果に対する意見書を提出する機会の付与の手続について定めるものであります。

内容につきましては、第1条にただいま申し上げました趣旨を規定し、第2条に対象となる施設として市が設置する一般廃棄物処理施設とし、各号において法律の規定により、施設の種別を列挙しております。

第3条に生活環境影響評価の報告書の告示について規定し、法律の規定に準じて1カ月としております。

第4条では、報告書に対する意見書の提出について定めております。意見書の提出期限につきましても、法律の規定に準じて縦覧期間の満了の日から2週間を経過する日としております。

第5条におきましては、他市における条例の内容を勘案し、他市町村との協議について規定しております。本規約の施行日につきましては、交付の日からにしております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 人已君） 次に、議案第76号について詳細説明を求めます。水道課長。

○水道課長（佐藤 正秋君） 水道課長です。議案第76号について詳細説明を行います。

議案第76号、由布市営簡易水道事業設置条例等の廃止に関する条例について。由布市営簡易

水道事業設置条例等を廃止する条例を別記のように定める。令和元年12月5日提出、由布市長。

今回の条例廃止については、令和2年4月1日をもって由布市営簡易水道事業を由布市水道事業へ統合するに当たり、第1号から7号までの関係条例の廃止及び附則第2項において、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例の一部を改正を行うものでございます。附則第2項の一部改正においては、第3条第8号中簡易水道を水道事業施設に改めるものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 人己君） 次に、議案第77号から議案第80号まで続けて詳細説明を求めます。
総務課長。

○総務課長（一尾 和史君） 総務課長です。初めに議案第77号について御説明を申し上げます。議案第77号、由布市行政組織条例の一部改正について。由布市行政組織条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和元年12月5日提出、由布市長。

本条例の改正につきましては、新旧対照表で説明をさせていただきます。2枚めくっていただきまして、右側の表になります。下線箇所、人権同和対策課を人権・部落差別解消推進課と変更し、また改正案中のその2つ下にあります農林整備課、さらにその2つ下の都市景観推進課、次のページ、上から3つ目、高齢者支援課を新たに設置するものです。人権同和対策課につきましては、平成28年に部落差別の解消の推進に関する法律が制定され、本年第1回定例会におきましても、由布市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例の一部改正を議決いただきましたことに伴い、課名を改めるものでございます。

また、新設の課につきましては、いずれも事務体制の見直し、そして市民サービスの向上を図るものであります。

あわせて、第2条で文書事務の見直しを行っており、いずれも令和2年4月1日からの施行としております。

次に、議案第78号をお願いいたします。議案第78号、由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について。由布市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和元年12月5日提出、由布市長。

改正の内容につきましては、一般職の職員の給与改定に準じて、市議会議員の期末手当の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。

第1条につきましては、令和元年12月支給分の期末手当を0.05月引き上げる改正を行うものです。第2条におきましては、第1条で引き上げました支給月数を令和2年4月1日以降、6月と12月の支給月に均等に振り分け、それぞれの支給月数を1.575月とし、合計で

3. 1 5月とする改正を行うものです。附則をごらんください。第1条の適用は、令和元年12月1日、第2条の施行日は、令和2年4月1日としております。

続きまして、議案第79号をお願いいたします。議案第79号、由布市特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部改正について。由布市特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和元年12月5日提出、由布市長。

本改正につきましても、一般職の職員の給与改正に準じて常勤の特別職の期末手当を支給月数について0.05月引き上げ3.15月とする改正を行うものでございます。

次のページ以降、第1条、第2条の改正内容及び新旧対照表につきましては、先ほどの議案第78号と同じ内容となっております。

続きまして、議案第80号をお願いいたします。議案第80号、由布市職員の給与に関する条例の一部を改正について。由布市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和元年12月5日提出、由布市長。

次のページをお開きください。左側第1条が記載されております。人事院勧告を参考とした給料表に改めるものでございます。そこから2枚めくっていただきまして、左のページ下段にございます第2条は、勤勉手当の支給月数を0.05月引き上げるものです。12月支給を0.975月としております。第3条につきましては第2条で引き上げました一般職員の勤勉手当を来年4月以降6月、12月それぞれの支給月数を0.95月とする改正を行うものです。

右のページの附則をごらんください。第1項ただし書きですが、第3条の規定6月12月、それぞれの支給月数を0.95月とする改正は、令和2年4月1日の施行日となっております。第2項第1条の規定による行政職給料表の改正は、平成31年4月1日からの適用となっております。第3項第2条の規定による勤勉手当の12月の支給月数の改正は、令和元年12月1日からの適用となっております。第4項につきましては、本改正の適用に伴う給与差額の支給について明記をしております。

以上で説明を終わります。

○議長（佐藤 人巳君） 次に、議案第81号について詳細説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長兼福祉課長（佐藤 厚一君） 福祉事務所長です。

議案第81号について御説明いたします。議案第81号、由布市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について。由布市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和元年12月5日提出、由布市長。

今回の一部改正は、災害援護資金の貸し付けを受けた者が支払う償還金の支払い猶予、償還免除の対象範囲の拡大等について、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令が改正されたことにより行うものでございます。裏面をごらんください。左の

ページが改正分になります。内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

右のページをごらんください。第15条第3項が下線文のとおり全文改正としております。なお、この改正文の法というのは、災害弔慰金の支給等に関する法律、令というのは、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令のことです。改正案の2行目、法第13条は、償還金を支払うことが困難である場合は、支払猶予が可能であることを明確化するために、今回の改正により新設されたものごさいます。

このことにより、これまでの法第13条は、第14条に改められまして、あわせてその第14条では、破産の場合も死亡、重度障害と同様に災害援護資金の償還金の免除ができることとなったものごさいます。

法第16条につきましては、免除等のため、市町村に資産収入を調査する権限を付与することとなったものごさいます。そのことから、災害援護資金の貸し付けを受けた者に対して報告を求め、官公庁に対して必要な文書の閲覧もしくは資料の提供を求めることができることとなったため、上の行、改正案第1行目では、新たに報告等の文言がつけ加えられております。

次に、その改正案の2行目の令第8条及び第9条はそのままでございますが、令第10条及び令第11条は削除され、令第12条が新設されたため、令第12号が加えられております。この新設された令第12条では、先ほど御説明させていただきました法第13条の支払い猶予の要件の償還金を支払うことが困難であるやむを得ない理由について、盗難、疾病、負債、その他市町村がやむを得ないと認められる事情があることとするとして、今回の改正で新設されたものごさいます。

それでは前のページの改正文をお願いします。下段の附則によりまして、この条例は交付の日から施行することとしております。

以上で、議案第81号の詳細説明を終わります。

○議長（佐藤 人已君） 次に、議案第82号について詳細説明を求めます。環境課長。

○環境課長（後藤 睦文君） 環境課長でございます。

議案第82号につきまして、詳細説明を行います。

議案第82号、由布市水道施設整備補助金交付条例の一部改正について。由布市水道施設整備補助金交付条例（平成17年条例第208号）の一部を改正する条例を別記のように定める。令和元年12月5日提出、由布市長。

提案理由としましては、由布市簡易水道を由布市水道事業へ統合することによるものごさいます。

次のページをごらんください。本補助金につきましては、由布市が経営する給水区域以外における組合での管理による水道施設の整備に対するものであります。先ほど水道課長から御説明が

ありましたが、今般の簡易水道から水道事業への統合に伴い、第1条中由布市営簡易水道を由布市水道事業に改めるものであります。あわせて、他条例の規定に合わせるため、文言の修正を行っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 人已君） 次に、議案第83号から議案第86号まで、続けて詳細説明を求めます。水道課長。

○水道課長（佐藤 正秋君） 水道課長です。詳細説明を申し上げます。

議案第83号、由布市特別会計条例の一部改正について。由布市特別会計条例の一部改正する条例を別記のように定める。令和元年12月5日提出、由布市長。

新旧対照表をごらんください。令和2年4月1日をもって、由布市営簡易水道を由布市水道事業へ統合するに当たり、第1条中第4号、由布市簡易水道事業特別会計、簡易水道事業を削り、5号を第4号とし、第6号を第5号とするものでございます。

次に、議案第84号をお願いいたします。由布市水道事業の設置に関する条例の一部を改正について。由布市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和元年12月5日提出、由布市長。

本条例の一部改正においては、同じく令和2年4月1日をもって、由布市営簡易水道を由布市水道事業へ統合するに当たり、簡易水道の居住区域を水道事業への統合するに当たり、別表にて整備を行い、表記については行政区設定条例の表記に改正をするものでございます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。第2条第2項を次のように改めております。第2項を水道事業の給水区域、給水人口及び一時最大給水量は次のとおりとする。第1号を給水区域別表に掲げる区域に、第2号を給水人口3万4,383人に、第3号を1日最大給水量2万2,551.427立方メートルに改め、第2条第3項及び第4項を削除しております。第3条第2項中、「置き、25人以内の職員を」削除し、附則の次に給水区域の別表を加えるものでございます。

次に、議案85号をごらんください。由布市水道事業の給水条例の一部改正について。由布市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和元年12月5日提出、由布市長。

本条例の一部改正においても、同じく令和2年4月1日をもって、由布市営簡易水道事業を由布市水道事業へ統合するに当たり、所要の改正及び水道法の一部改正により、第6条の2を追加し、指定給水装置工事事業者の指定及び更新の定義を追加し、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表をごらんください。第2条を由布市水道事業の給水区域は、由布市水道事業の設置

等に関する条例第2条第2項第1号に定める区域とする。6条の次に、6条の2を加え、指定給水装置工事業者の指定及び更新の定義を定め、第7条第1項中、「管理者が法第16条の2第1項の指定をした者」を「前条の規定により管理者が指定した給水装置工事業者」に改めて、同条第4項を削除し、第23条第1号中「挾間町」の次に「及び庄内町」を加え、第29条第1項中「第7条」を第6条の2に、「1万5,000円」を「1万円」に改め、同条中第6号を第7号とし、第2号から6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加え、第2号を第6条の2の2項の更新をするときに1件につき1万円にするものでございます。

次に、議案第86号をお願いいたします。由布市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について。

由布市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。令和元年12月5日提出、由布市長。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。「第3条第2項を削り、第4条第1項第1号中「簡易水道以外の」を削り、同項第2号中「第1項」を削り、「同項」を「同条」に改め、同項第4号中「第1項」を削り、「同項」を「同条」に改め第5号中「第1項」を削り、同条第2項を削除するものでございます。

以上で、詳細説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 人己君） 次に、議案第87号から議案第91号まで、続けて詳細説明を求めます。建設課長。

○建設課長（佐藤 洋君） 建設課長です。議案第87号の市道路線の廃止、議案第88号から議案第91号までの市道路線の認定について詳細説明を申し上げます。

初めに、議案第87号について詳細説明を申し上げます。

議案第87号、市道路線（扇山線）の廃止について。市道路線を次のように廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

路線名扇山線、起点、由布市湯布院町湯平1048番7地先、終点、由布市庄内町阿蘇野6498番2地先、令和元年12月5日提出、由布市長。

裏面位置図をごらんください。本路線につきましては、位置図中央丸囲み及び同拡大図の波線部、県道湯平温泉線の旧道について、起点側道路延長しました部分を含め、新たな路線として管理したいため、市道を一旦廃止するものでございます。

次に、議案第88号について詳細説明を申し上げます。

議案第88号、市道路線（扇山線）の認定について。市道路線を次のように認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

路線名扇山線、起点、由布市湯布院町湯平1040番4地先、終点、由布市庄内町阿蘇野

6498番2地先、令和元年12月5日提出、由布市長。

裏面位置図をごらんください。議案第87号で申し上げましたとおり、位置図中央丸囲み及び増拡大図となりますが、県道湯平温泉線旧道について、起点側131メートル道路延長しました部分を含めて、本路線を新たに認定いただくものでございます。延長は2,672.2メートルでございます。

次に、議案第89号について詳細説明を申し上げます。

議案第89号、市道路線（上野線）の認定について。市道路線を次のように認定したいので、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

路線名上野線、起点、由布市湯布院町川上3450番1地先、終点、由布市湯布院町川上3524番6地先、令和元年12月4日提出、由布市長。

裏面地図をごらんください。裏面中央となります県道安心院湯布院線を起点としまして、図面下となります同じく安心院湯布院線に通じる延長242.5メートルの県道安心院湯布院線の旧道について、新たに市道として管理するものでございます。

次に、議案第90号について詳細説明を申し上げます。

議案第90号、市道路線（龍原平原線）の認定について。

市道路線を次のように認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

路線名龍原平原線、起点、由布市挾間町小野1426番4地先、終点、由布市庄内町龍原1080番2地先、令和元年12月5日提出、由布市長。

裏面位置図をごらんください。図面右上となります県道龍原挾間線を起点としまして、図面中ほどとなります、同じく県道龍原挾間線に通じる延長376.5メートルの県道龍原挾間線の旧道について新たに市道として管理するものでございます。

次に、議案第91号について詳細説明を申し上げます。

議案第91号、市道路線（高崎平田線）の認定について。

市道路線を次のように認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

路線名高崎平田線、起点、由布市挾間町高崎948番3地先、終点、由布市挾間町高崎976番1地先、令和元年12月5日提出、由布市長。

裏面位置図をごらんください。図面中ほどとなります県道高崎大分線を起点としまして、図面右側となります同じく県道高崎大分線に通じる延長158メートルの県道高崎大分線の旧道について、新たに市道として管理するものでございます。

以上で、議案第87号から議案第91号までの詳細説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤 人巳君） ここで、暫時休憩をします。再開は11時10分とします。

午前10時54分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（佐藤 人巳君） 再開いたします。

次に、議案第92号について詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（馬見塚量治君） 財政課長です。議案第92号について詳細説明をさせていただきます。予算書について御説明いたします。補正予算書の表紙をお開きください。

議案第92号、令和元年度由布市一般会計補正予算（第5号）。令和元年度由布市一般会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,226万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ187億440万9,000円とする。第2条歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。第2条債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。第3条地方債の追加及び変更は、第3表地方債補正による。令和元年12月5日提出、由布市長。

それでは、1ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正です。歳入歳出の款項ごとに補正額を計上してございます。

次に、3ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正です。市報ゆふ印刷製本業務と外国語指導助手派遣業務委託、新環境センター整備事業分担金の設定をお願いしております。

次に、4ページをお願いいたします。

第3表地方債補正です。上段で公共施設災害復旧事業の追加と下段で湯布院複合施設整備事業、認定こども園施設整備事業、由布川峡谷整備事業の変更をお願いするものです。

5ページをお願いいたします。

5ページは、補正予算の事業別明細書です。15款の国庫支出金と22款の市債は、事業費の確定に伴うもので、19款の繰入金につきましては、財政調整基金から財源不足分を繰り入れております。

それでは、14ページをお願いいたします。

14ページからが歳出となります。歳出になります給与管理費につきましては、職員の退職などに伴う減額や人事院勧告に伴うものとなっています。また、各事業において、過年度精算に伴う国費及び県費の返納金を計上してございます。

それでは、その他の主な事業について御説明をさせていただきます。

18ページをお願いいたします。

18ページ、2款1項6目企画費の区分1次世代交通実験事業の617万9,000円につきましては、グリーンスローモビリティ実証実験を行う推進事業体への補助金となっております。

その下の9目地域振興費の区分に、湯布院地域づくり推進事業は、塚原屋外トイレと消防団詰所の新設、湯平歩道橋の安全対策費となっております。交付金や地元負担金が充当されてございます。その下の区分4、湯布院複合施設整備事業8,059万3,000円の減額につきましては、入札に伴うものとなっております。

次のページをお願いいたします。

12目防衛施設周辺整備総務費の区分に、米海兵隊移転訓練対策事業費は、来年2月に予定されています移転訓練の対策費です。

次のページをお願いいたします。

3項1目の戸籍住民基本台帳費の区分に、個人番号カード交付事業は、マイナンバーカードの取得を推進するためにタブレット端末等を整備するものでございます。

32ページをお願いいたします。

中段にございます3款2項2目子育て支援費の区分に保育所活動推進事業の負補交につきましては、ひばりこども園の大規模修繕事業の交付決定によるものでございます。

36ページをお願いいたします。

36ページ、4款1項2目母子保健費1番上でございますが、区分2高校生等医療費助成事業は、医療費の伸びが予想されることから増額をお願いするものです。基金を2分の1充当してございます。

次のページをお願いいたします。

一番下になりますが、3項1目浄水等施設費の区分1簡易水道施設費は、若杉地区の配水管実施設計の入札減による繰出金の減額となっております。防衛交付金交付金が財源となっております。

次のページをお願いいたします。

一番下になりますが、6款1項3目農業振興費区分3、就業支援事業費の新規就農者支援事業は、親元就農と中高年の移住者の減によるものです。その下の女性就業者確保対策事業補助金は、県の事業で女性が働きやすい環境整備のための事業で、県4分の1、市4分の1の事業となっております。

46ページをお願いいたします。

中段にございます8款2項1目道路維持費の区分1道路維持事業は、年数の経過により薄くなっておりますセンターラインを引き直すものでございます。

次のページをお願いいたします。

一番上になりますが、9款1項1目上下消防費の区分1上下消防費は、新採用職員2名分の被服費です。それから、一番下になります10款1項2目事務局費の区分1学校環境管理充実事業は、小中学校の机、椅子の購入費となっております。

次のページをお願いいたします。

一番下になりますが、3項3目教育振興費の区分1学校生活支援事業は、挾間中学校の陸上部と柔道部が全国大会出場に伴う補助金となっております。

次のページをお願いいたします。

中段にあります6項1目社会教育総務費、区分1社会教育活動推進費は、挾間地区の山田自治公民館の改修補助金です。その下の2目公民館費、区分1公民館連携事業は、挾間未来館駐車場の補修工事となっております。

次のページをお願いいたします。

中段にあります4目の文化財保護費の区分2文化振興事業ですが、これにつきましては、太鼓グループの全国大会出場によるもので、その下の7項1目保健体育総務費の区分1保健体育総務費の負補交につきましては、バトントワリング、なぎなた、フットサルなどの団体や個人が全国大会へ出場した補助金となっております。

以上で、補正予算の詳細説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 人己君） 次に、議案第93号について詳細説明を求めます。健康増進課長。

○健康増進課長（馬見塚美由紀君） 健康増進課長です。

議案第93号の詳細説明を申し上げます。

議案第93号、令和元年度由布市介護保険特別会計補正予算（第4号）、令和元年度由布市の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ516万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億4,040万8,000円とする。2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。令和元年12月5日提出、由布市長。

内容を御説明いたします。それでは事項別明細書6ページ、7ページをお願いいたします。

まず、歳入です。3款1項1目の介護給付費負担金、3款2項1目の調整交付金、4款1項1目の介護給付費交付金、5款1項1目の介護給付費負担金。

そして8ページお願いいたします。

7款1項1目の介護給付費繰入金につきましては、住宅改修負担金、地域密着型介護予防サービス給付負担金の必要見込額の増加に係る予算措置をお願いするものです。

6 ページにお戻りいただいて、3 款 2 項 2 目地域支援事業交付金、4 款 1 項 2 目地域支援事業交付金、5 款 2 項 1 目地域支援事業交付金。

そして 8 ページをお願いいたします。7 款 1 項 2 目地域支援事業繰入金につきましては、第 8 期介護保険事業計画策定に伴う、介護予防日常生活圏域ニーズ調査に伴う予算措置をお願いするものです。同様に 7 款 1 項 3 目その他一般会計繰入金につきましては、在宅介護実態調査に伴う予算措置を一般会計からお願いするものでございます。7 款 2 項 1 目介護給付費準備基金繰入金は、財源の不足分として介護給付費準備基金より、補正財源として繰り入れるものです。

次に、10 から 11 ページをお願いいたします。

歳出です。1 款 5 項 1 目の計画策定委員会費と、12、13 ページ、4 款 2 項 1 目一般介護予防事業費の通信運搬費につきましては、第 8 期介護保険事業計画策定に伴う調査に係るものです。調査は在宅介護実態調査と介護予防日常生活圏域ニーズ調査を実施いたします。今回の通信費につきましては、国から質問項目数が明示されたこと、対象者数が明確になったこと、また調査の回答分の不足分が見込まれますことから、補正をお願いするものでございます。

再度 10 から 11 ページをお願いいたします。

中段です。2 款 1 項 1 目介護サービス等諸費ですが、居宅介護、住宅改修負担金の必要見込額の増加による予算措置です。2 款 2 項 1 目介護予防サービス等諸費は、地域密着型介護予防サービス給付負担金の必要見込額の増加による予算措置をお願いするものです。

以上で、介護保険特別会計補正予算（第 4 号）の詳細説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 人已君） 次に、議案第 94 号について詳細説明を求めます。水道課長。

○水道課長（佐藤 正秋君） 水道課長でございます。議案第 94 号について詳細説明を申し上げます。

議案第 94 号、令和元年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）。令和元年度由布市の簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,593 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 3,934 万円とする。2 項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総額金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。令和元年 12 月 5 日提出、由布市長。

事項別明細書により御説明をさせていただきます。まず、8 ページ、9 ページをお開きください。

歳出でございます。1 款 1 項 3 目建設改良費委託料の 2,080 万円の減額につきましては、水道事業統合若杉簡易水道の管路更新事業の設計委託料の入札減によるものでございます。

次に、3款1項1目予備費487万円の増につきましては、簡水統合による打ち切り決算の措置によるものでございます。

次に、6ページ、7ページをお開きください。

歳入でございますが、今回の財源といたしまして5款1項1目一般会計繰入金を2,080万円減額し、また消費税確定申告により還付金が確定いたしましたので、5款2項1目基金繰入金を194万5,000円減額し、7款2項1目雑入681万5,000円の増額補正を行うものでございます。

以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（佐藤 人巳君） 次に、議案第95号について詳細説明を求めます。環境課長。

○環境課長（後藤 睦文君） 環境課長です。議案第95号につきまして詳細説明をいたします。

議案第95号、令和元年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）。令和元年度由布市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ119万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,717万6,000円とする。2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和元年12月5日提出、由布市長。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書によりまして御説明いたします。6ページ、7ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。主なものといたしまして1款1項1目農業集落排水負担金56万7,000円の増額につきましては、挾間町三船地区における新規加入により加入負担金が発生したものです。5款1項2目基金繰入金において、歳入よりも歳出が増加したことに伴い61万3,000円を増額するものでございます。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款1項1目3節職員手当等期末勤勉手当につきましては、人事院勧告に準じた給与改定に伴い増額するものです。2目13節委託料汚泥処分につきましては、挾間町三船地区において、ポンプ増設の移設に係る経費を流用したことに伴いまして、不足が生じたため増額するものでございます。

以上で、議案第95号の詳細説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 人巳君） 次に、議案第96号について詳細説明を求めます。水道課長。

○水道課長（佐藤 正秋君） 水道課長でございます。議案第96号について、詳細説明を申し上げます。

議案第96号、令和元年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）。総則第1条令和元年度由

布市水道事業会計の補正予算（第2号）は次に定めるところによる。収益的収入及び支出第2条、令和元年度由布市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。款の項目の補正予定額と計のみを読み上げさせていただきます。よろしく願いいたします。

収入第1款水道事業収益、補正予定額23万5,000円、計5億9,157万2,000円、支出第2款水道事業費用、補正予定額54万6,000円、計5億9,717万2,000円、資本的収入及び支出、第3条予算第4条本文括弧書き中、不足する額2億370万1,000円を不足する額2億103万9,000円に、過年度分損益勘定留保資金2億370万1,000円を過年度分損益勘定留保資金2億103万9,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。第3款資本的収入補正予定額2,370万円減額、計8,652万7,000円、第4款資本的支出補正予定額2,636万2,000円減額、計2億8,756万6,000円、企業債の補正第4条予算第6条中起債の目的挟間浄水場ポンプ設備更新工事を水道施設ポンプ施設更新工事に改め、挟間地域配水管更新工事の限度額4,750万円を3,150万円に改め、湯布院地域更新工事の限度額1,240万円を470万円に改める。令和元年12月5日提出、由布市長。

詳細につきましては、補正予算説明書で御説明を申し上げますので5ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、収益的収入でございます。1款2項3目長期前受金流入に22万8,000円の増額補正予定額につきましては、平成30年度固定資産確定に伴うものでございます。

1款3項2目過年度損益修正損7,000円の増額補正予定額でございますが、過年度分調停の増によるものでございます。

次に、収益的支出でございます。2款1項5目減価償却費の27万5,000円の減価償却予定額につきましても、平成30年度の固定資産の確定に伴うものでございます。また、2款1目利子及び企業債の取り扱い諸費の27万1,000円の増額補正予定額につきましても、平成30年度企業債利率の確定によるものでございます。

次、6ページをお開きください。資本的収入支出になります。まず、資本的収入3款1項1目企業債2,370万円の減額補正予定額につきましては、工事請負費及び委託料の減額に伴うものでございます。

次に、資本的支出4款1項1目浄水場施設費委託料の778万8,000円の減額補正予定額につきましては、並柳の配水池の送水管の布設工事の計画延期によるものでございます。また、工事請負費1,857万4,000円の減額補正予定額につきましても、県道別府挟間線の改良工事の計画延期によるものでございます。

7ページには、地方債に関する調書を記載しております。御一読をいただきたいと思います。

以上で、詳細説明とさせていただきます。どうか、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 人己君） 各議案の詳細説明が終わりました。

○議長（佐藤 人己君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。次回の本会議は、12月9日午前10時から一般質問を行います。なお、一般質問通告書追加分の提出締め切りは、あすの正午まで、議案質疑に係る発言通告書の締め切りは、11日の正午までとなっていますので、厳守をお願いいたします。

本日はこれにて散会します。御苦労さまでした。

午前11時42分散会
